

# 金融機関必須のリスクベースでの「経済安全全保障」対応

## サードパーティーやサイバーをはじめ 変化するリスクに絶えず留意せよ

**経** 済安全保障推進法のいわゆる「4本の柱」のうち、基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に関する制度が2024年春に運用を開始する。それに伴い、同制度が適用される見込みの金融機関を中心に準備・検討が進められている。もともと、金融機関の基幹インフラとしての重要性に鑑みれば、形式的なルールベースの対応のみでは十分とはいえない。推進法の適用対象か否かにかかわらず、すべての金融機関が経済安全保障を「経営上のリスク」と捉えてリスクベースで対応することが急務となる。

### 二極化する 金融機関の動向

2022年5月に成立した経済安全保障推進法は、①重要物資の安定的な供給の確保、②基幹インフラ役務の安定的な提供の確保、③先端的な重要技術の開発支援、④特許出願の非公開——のいわゆる「4本の柱」を

定めている。これまでは事業会社を中心に、①のサブライチエーン管理に関する動きが先行していた感がある。だが、②に関する指針案と、当該指針が適用される金融機関を指定する基準案が23年2月に公表されて以降、適用対象となることを見込まれる金融機関（注1）を中心に、徐々に関心が高まってきたよう

に思われる。もともと、24年春の制度の運用開始（注2）に向けて、金融機関の基幹インフラ指针对応の巧拙は大きく「二極化」しているようにも感じられる。実際、指針案等の公表当時から、自社への影響などを組織横断的かつ前広に検討し、当局等とも積極的にコミュニケーション

ンや情報交換を行ってきた金融機関もある。そうした金融機関は、24年春の段階で適用がある特定重要設備・構成設備・重要維持管理等につき、事前届け出の準備を着々と進めている。また、形式的な法令対応にとどまらず、基幹インフラ指針が今後のシステム開発・保守・運用等に与える影響を検討し、これら



監査法人トーマツ  
マネージングディレクター  
今野 雅司

# リスクベースでの経済安保対応が肝要

に係る社内の手続き・規程やベンダー選定に必要な手続きなどの見直しに着手している事例も見られる。

他方、実際の事前届け出は、秋に公表されるとみられる技術的な解説（ガイドライン）を踏まえて行うことが想定されるため、これらの公表や内容の精査などを待つて対応を進めることを予定している金融機関も一部にはあるようである。そうした金融機関においては、基幹インフラ指針の適用対象となる可能性がある機器・ソフトウェア、これらのうち特定重要設備・構成設備・重要維持管理等に該当すると見込まれるものの特定が進まず、当局等とのコミュニケーションにも苦慮しているケースがあるように思われる。

## 制度運用開始が迫るなか 態勢整備を前広に

基幹インフラ指針が適用される事業者求められる「リスク管理措置」の内容は多岐にわたる。これらの検討・実施には一定の時間が必要と見込まれる。一方、その内容自体は2月の指

針案で公表されており、9月15日に公表された事前届け出の様式案は、当該指針案をおおむね踏襲した内容となっている。また、ガイドラインの概要についても、6月にその検討状況が公表されている（注③）。

24年春の制度運用開始が迫っていることに加え、前述のとおり基幹インフラ指針の適用は今後のシステム開発・保守・運用等にも影響を与え得る。これらに鑑みると、ガイドラインその他の必要な事項の正式な公表を待たず、事前届け出および自社のシステム開発・保守・運用等に与える影響を踏まえた社内態勢の整備等を前広に行っていくことが重要となる。

なお、基幹インフラ指針の適用がない金融機関においても、経済安全保障推進法や基幹インフラ指針、これらに関する当局動向等に対する姿勢・反応が二極化しているような印象を受けられる。経済安全保障推進法上の「特定社会基盤事業者」に現時点では形式的には該当しなくとも、今後の大規模システム開発・更改等に際して、経済安全保

障に関する規制・当局動向等を反映した対応を検討する金融機関も見られる。当局の目線の高まりや、自らが地域・社会において担う基幹インフラとしての重要性などを意識した動きだと思われる。

## 金融機関に求められる 経済安保リスクへの対処

金融業は、国民生活の安定や

国民経済の健全な発展を究極的な目標とし、顧客資産の維持・増大や決済・送金など、基幹インフラとして重要な機能を担っている。これらの金融機能が外国により脅かされると、個人・法人の経済活動の自由が奪われるにとどまらず、金融機能がストップすることにより、国家・国民の安全が脅かされる危険性も高まる。また金融機関は、その業務の性質上、顧客資産や決済・送金に関する膨大なデータを保有しており、これらを外国に奪われることを通じて、国家・国民の安全が害される恐れもある。

こうした事態を防ぐためには、政府のみならず、金融業のプレ

ーヤーである金融機関自身に、リスクを前広に把握・捕捉した自律的な対応が求められる。経済安全保障推進法等に対する形式的な規制対応のみならず、自身が担う業務の経済安全保障上の重要性や、経済安全保障に関する判断を誤ることに伴う経営上・レピュテーション上の影響なども踏まえた上での対応が不可欠となる。

例えば、これまで主としてマネー・ローンディングおよびテロ資金供与対策や拡散金融などの観点から、経済制裁に関する規制が国内外で課せられてきた。この点、経済的に威圧を課すための貿易の制限や、軍事上の施策に対する対抗手段など、これまでとは異なる趣旨で課せられる規制も増えてきている。

金融機関としては、これら複雑化する規制の正確な理解・順守を前提としながら、それを超えた対応が求められる。具体的には、取引相手の株主や実質的支配者等のかたちで、取引の背後に経済制裁対象者・関連者が関与していないか、関与が疑われる場合にどのように対応すべ

きかなど、経済安全保障の観点も加味してリスクを踏まえた対応をしていく必要がある。

### 経営上の問題と捉え、組織横断的な対応を

金融機関が有する膨大な顧客・取引情報等が、外国からサイバー攻撃にさらされる危険性も従前以上に高まっている。すべての金融機関が、経済安全保障の目線の高まりを踏まえ、さらに堅牢なサイバーセキュリティ態勢の構築が求められる。

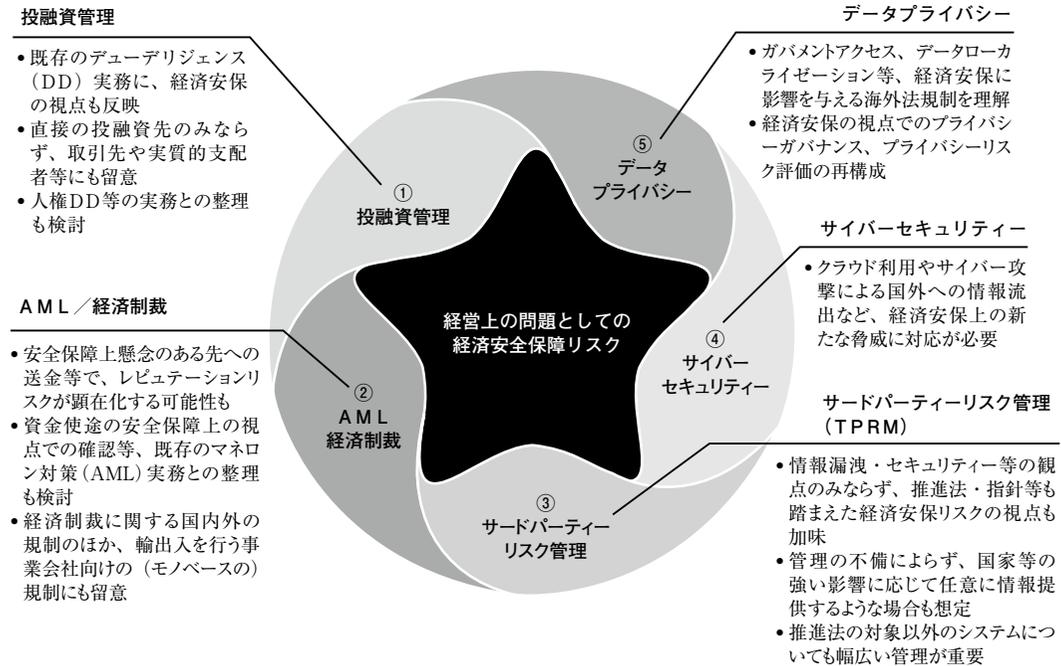
金融機関が有するデータは、外部からの侵襲という直接的な方法のみならず、金融機関が業務を委託する第三者を経由して間接的に流出してしまう可能性もある。外国にある第三者が個人データを取り扱う際の規制は、22年4月施行の改正個人情報保護法により厳格化されている。金融機関としては、こうした規制対応も含め、経済安全保障の見地から外国の第三者の選定・管理を適切に行っていくことが欠かせない。

このように経済安全保障は、金融機関が行うさまざまなリス

ク管理に影響を及ぼすものである。そのため、最新の規制や他社動向等に関する情報を入手しながら適時適切な経営判断を行っていくことが求められる。金融機関としては、経済安全保障を経営上の問題と捉えた上で、組織横断的に対応していくための機動的かつ堅牢なガバナンス態勢を構築していく必要がある（図表、注4）。

なお、投融資管理に関しては、投融資先の資金使途のみならず、投融資先の経済安全保障に係る規制や経済安全保障リスク管理態勢全般を確認する動きも見られる。国際的な経済安全保障を巡る環境変化が、投融資先の経営戦略・経営計画等に重要な影響を与えるのが現状である。近時は、経済安全保障の観点も含めて取引禁止や資産凍結等の経済制裁を講じている米国のOFAC（注5）が、金融機関のみならず、これら経済制裁に違反する取引をした事業会社にも多額の制裁金を科す事例も見られている。金融機関としては、投融資先との対話などを通じ、投融資先の経済安全保障を巡る環境や

〔図表〕 経営上としての経済安全保障リスクと関連する既存のリスク管理



（出所） 筆者作成

# リスクベースでの経済安保対応が肝要

## 国際情勢に即応する ムービングターゲット

対応状況などを理解した上で、適切なリスク管理を講じていくことが重要となる（注6）。

経済安全保障の分野は、変化する国際情勢の動向等に即応するかたちで、その規制も絶えず変化する「ムービングターゲット」としての性格を有している。金融機関としては、これら国内外の規制動向についても感度よく把握し、適時適切に対応していくことが、これまで以上に重要となる。

例えば、今年7月に改正された中国のいわゆる反スパイ法では、対象となるスパイ行為が拡大され、国外のみならず中国国内のデータ移転や、データの移転を受ける側も対象となり得る。この観点からは、中国に拠点を有する金融機関が投融资やM&Aなどの取引の際に実施した情報のやり取りが、安全保障に関わるものとして同法の適用を受けるリスクが高まっている。

反スパイ法は域外適用を前提としているため、中国に拠点を

有するかどうかにかかわらず、中国の重要インフラ企業との取引等に際して意図せず規制の適用を受けるリスクがないとはいえない。今回の反スパイ法改正では、スパイ行為を発見した場合の通報義務も課せられており、これら通報行為に伴う新たなリスクにも留意する必要がある。

また、これまで経済安全保障の文脈では主として対内投資を中心に整備されてきた投資管理規制に関し、対内投資に加え対外投資を規制する動きも見られる。米国では、半導体・AI・量子技術等の先端分野の対外投資に関し政府への届け出を義務付ける規制案がすでに公表されている。欧州でもEU企業による域外国での投資制限につき、23年末までに何らかの提案がなされるのが想定されている。

日本でもこれら欧米の動向を受けて、外為法改正など、新たな規制が導入される可能性もある。対外投資規制が輸出規制や対内投資規制を補完する役割を有する点については、5月の広島サミット合意文書でも示されている。

国内では、いわゆる「セキュリティ・クリアランス」の制度を導入する経済安全保障推進法改正が24年にも実施されることが見込まれる。金融機関の役員が当該制度の対象となる可能性は必ずしも高くないと想定されるが、金融機関としては、これらの規制動向にも留意する必要がある。

（本稿において意見にわたる部分は筆者の個人的見解であり、所属するまたは過去に所属した組織の見解を示すものではない）

- （注）1 当該指定基準案は、23年8月に内閣府令等として制定され、同年10月4日、金融庁その他所管省庁から具体的な事業者の名称が公表されている。
- 2 10月24日に閣議決定された政令によれば、制度の運用開始日は施行日である23年11月17日から6カ月経過後の24年5月17日となるのが想定される。
- 3 内閣官房「特定社会基盤業務の安定的な提供の確保に関する制度の運用開始に向けた検討状況について」
- 4 経済安全保障リスクを「経営上のリスク」と捉えるべきこ

とについては、デロイトトーマツリスクアドバイザー「金融機関に求められる経済安全保障対応」（金融財政事情研究会、2023年）参照。

5 Office of Foreign Assets Control = 財務省外国資産管理室

6 21年6月に改訂された「投資家と企業の対話ガイドライン」では、「経営環境の変化に対応した経営判断」に係る対話の目線として、「国際的な経済安全保障を巡る環境変化への対応の必要性等の事業を取り巻く環境の変化が、経営戦略・経営計画等において適切に反映されているか」が追加されている。

このの まさし  
弁護士・ニューヨーク州弁護士、  
公認会計士、公認不正検査士。  
単あすか法律事務所、預金保険  
機構を経て、16年金融庁入庁  
（検査局総務課）。金融証券検  
査官・専門検査官として、地域  
金融機関等モニタリングチーム、  
経営管理等モニタリングチーム、  
法令遵守等モニタリングチーム、  
マネーロンダリングモニタリン  
グチーム等に所属。18年7月ト  
ーマツ入社。